

関連指標

第2期芦屋市教育振興基本計画では、重点目標ごとにいくつかの項目で、令和2年度までに達成すべき成果指数を設定しています。また、それまでの期間は、毎年、現状の値を確認することで、取組の進捗状況を点検することとしています。なお、令和2年度の目標値は、平成26年度の実績に基づいて設定した値であることから、平成30年度において、すでに令和2年度の目標を上回っている項目があります。

重点目標1 自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成 関連指標

基本施策(1) 就学前教育の推進		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標1	幼稚園・保育所・認定こども園の合同研修会等参加人数(人/年)	354	535	420	市が実施する公私立幼稚園・公私立保育所(園)・認定こども園の合同研修会等の参加者延べ人数。 【出所】事務報告書
指標2	公立の全幼稚園の未就園児とその保護者に対する施設開放実施日の総数(回/年)	234	674	320	各公立幼稚園の園庭開放や未就園児交流会等施設開放の実施回数。 【出所】事務報告書
基本施策(2) 「確かな学力」の育成		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標3	中学校の数学で「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合(%)	80.0	72.6	80.0	文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「数学の授業の内容がよくわかる」という設問に対し、「当てはまる」または「どちらかという当てはまる」と回答した中学生の割合。 【出所】全国学力・学習状況調査
指標4	小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみたい」と答えた児童の割合(%)	92.1	90.4	92.1	市教育委員会が実施する小学校外国語活動アンケート調査において、「これからも英語を使ってみたい」という設問に対し、「たいへんあてはまる」または「どちらかという当てはまる」と回答した小学校5、6年生の割合。 ※今後、外国語活動が教科となり、中学校外国語との円滑な接続を行うことを踏まえて、現状と同水準を維持していくことを目指す。 【出所】事務事業評価報告書
指標5	日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して個別の支援計画に基づいた支援が行われている割合(%)	—	67.0	100	学校生活において、生活言語、学習言語の理解が不十分な外国人児童生徒等に対して、個別の支援計画が作成され、その計画に基づいた支援が行われている児童生徒の割合。 【出所】教育委員会の調査資料

基本施策（２） 「確かな学力」の育成		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 6	外国語によるスピーチ コンテスト参加数 (人/年)	—	75	100	市立小・中学校の児童生徒と、多くの外国籍生徒が在籍する芦屋国際中等教育学校の生徒を対象に開催する英語を中心としたスピーチコンテストに参加した児童生徒及び保護者、教職員、市民の総数。【出所】事務報告書(予定)
指標 7	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 (%)	小学校 86.0 中学校 71.7	小学校 85.1 中学校 72.6	小学校 90.0 中学校 80.0	文部科学省が毎年、実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「将来の夢や目標を持っていますか」という設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童生徒の割合。 【出所】全国学力・学習状況調査
基本施策（３） 「豊かな心」の育成		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 8	小・中学校が連携して 道徳教育を推進するため、道徳の時間の相互 参観、合同研修等を実施している（校）	8	11	11	県教育委員会が実施する道徳教育推進状況調査において、小・中学校が連携して道徳の時間の相互参観、合同研修等を実施している学校数。 【出所】道徳教育推進状況調査
基本施策（４） 「健やかな体」の育成		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 9	全国体力・運動能力調査結果で全国平均以上の種目の割合（%）	10.0	9.4	20.0	文部科学省が実施する小学校 5 年生から中学校 3 年生までの各学年の男女別に実施する全国体力・運動能力調査全 80 種目において、全国平均以上となった種目の割合。 【出所】全国体力・運動能力調査
基本施策（５） 特別支援教育の推進		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 10	特別支援教育に係る研修会、研究会の参加者数 (人/年)	424	404	486	市教育委員会が実施する教職員を対象とした特別支援教育に係る研修会、研究会の年間延べ参加者数。 【出所】事務報告書

重点目標2 命と人権を大切にせる教育の充実 関連指標

基本施策（1） 人権尊重の理念に基づく 「共生」の心の育成		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 11	芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数 (人/年)	800	800	1,000	芦屋市人権教育推進協議会が主催する芦屋市人権教育研究大会全体会（11月）と分科会（1月）の参加者数。 【出所】芦屋市人権教育推進協議会定期総会議案書
基本施策（2） 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 12	中学校における不登校生徒の割合（%）	3.3	5.1	1.9	文部科学省が実施する児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査において、中学校で不登校により年間30日以上欠席した生徒の割合。 【出所】児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査
基本施策（3） 防災・安全教育の推進		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 13	通学路合同点検において確認された危険箇所（市が実施主体となる箇所のみ）の改善割合（%/年）	100.0	100.0	100.0	芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき実施した合同点検において要望のあった危険箇所の改善割合。 【出所】通学路合同点検報告会資料

重点目標3 子どもたちの学びを支える環境の整備 関連指標

基本施策(1) 教職員の資質向上の推進		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 14	教職員新規採用～5年 次研修講座の受講者 数(人/年)	166	255	275	新規採用教職員から採用5年次までの教職員に対する研修会への延べ受講者数。 【出所】課内資料
指標 15	ICT化によって、子 どもと向き合う時間 が増えたと感じる教 職員の割合(%)	—	41.0	67.0	教職員対象に実施する職場のICT化に係るアンケート調査において、教職員が「子どもと向き合う時間が増えた」と回答した割合。 【出所】ICTに係るアンケート調査
基本施策(2) 質の高い教育環境の整備		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 16	教育ボランティアの 活動人数(人/年)	554	588	570	外部人材を教育ボランティアとして活用し、特色ある教育活動を行う事業において、学校園が活用した年間の教育ボランティアの延べ人数。 【出所】事務報告書
基本施策(3) 学校・家庭・地域の連携に よる支援		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 17	あしやキッズスクエ ア、校庭開放、子ども 教室の開催日数(日/ 年)	1,060	1,944	1,920	あしやキッズスクエア、校庭開放及び子ども教室の開催日数。 【出所】課内資料
指標 18	青少年の自主的活動 (青少年リーダー*及 び青少年ボランティ ア)者数(人/年)	17	732	1,870	青少年育成課が実施する育成事業、市子ども会連合会事業、あしやキッズスクエア事業における青少年リーダー及びボランティアの年間延べ活動者数。 【出所】青少年育成課資料
指標 19	放課後児童健全育成 事業の待機児童数 (人)	0	49	0	年度当初における放課後児童健全育成事業の利用申請をした児童で、定員等の関係で利用できなかった児童数 【出所】放課後児童健全育成事業における待機児童数
指標 20	あしやキッズスクエ アでのプログラム実 施回数(回/年)	—	866	920	あしやキッズスクエアで開催するプログラムの実施回数。 【出所】青少年育成課資料
指標 21	学校支援ボランティ アグループの活動実 施日数(日/年)	407	697	506	学校支援ボランティアグループの活動延べ日数 【出所】課内資料
指標 22	若者相談センター「ア サガオ」の支援対象者 数(人/年)	26	74	100	若者相談センター「アサガオ」支援対象年間実人数 【出所】青少年育成課資料
指標 23	子育て異世代交流会 等への参加人数(人/ 年)	95	35	190	幼稚園等で開催する子育て異世代交流会への年間延べ参加人数 【出所】課内資料

重点目標4 読書のまちづくりの推進 関連指標

基本施策（1） ブックワーム芦屋っ子の育成		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 24	児童生徒一人当たりの 学校図書館における図 書貸出冊数（冊／年）	小学校 59.7 中学校 14.6	小学校 85.0 中学校 23.6	小学校 65.0 中学校 17.0	小学校、中学校の学校図書館にお ける児童生徒一人当たりの年間の 図書の貸出冊数。 【出所】事務事業評価報告書
基本施策（2） 生涯にわたって読書に親しむ 環境の整備		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 25	公立図書館における児 童（7～15 歳）の図書 貸出冊数（冊／年）	73,150	41,608	76,808	公立図書館における児童（7～15 歳）の年間図書貸出冊数。 【出所】図書館年報
指標 26	市民が 1 か月に 1 冊以 上読書する割合（％）	55.0 (H27)	/	67.8	芦屋市教育振興基本計画策定に伴 い実施した市民アンケートにおい て、「普段、平均してどれくらい 本を読みますか」の設問に対して、 1 か月に 1 冊以上読書すると回答 した割合。 【出所】芦屋市教育振興に関する アンケート調査

重点目標5 多様な学びのできる生涯学習社会の構築 関連指標

基本施策（1） 生涯学習の推進		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 27	芦屋の伝統や文化に係る講演会等の参加者数(人/年)	330	2,005	380	市民が芦屋の伝統や文化を題材とした講座や取組に参加した人数。 【出所】課内資料
指標 28	中学生以下の美術博物館入館者数(人/年)	1,260	888	3,000	中学生以下の美術博物館への延べ入館者数。 【出所】課内資料
指標 29	社会教育活動を通じて学んだ市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数(回/年)	3	15	16	公民館講座や社会教育関係団体等の活動を通じて学んだ市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数。 【出所】事務報告書
指標 30	文化財の整理作業補助等に関わる「文化財ボランティア」の活動者数(人/年)	15	16	27	文化財の整理作業の補助やトライやる事業の受け入れ生徒の指導協力、展示や企画などを行う「文化財ボランティア」の年間実活動者数。 【出所】課内資料
基本施策（2） 生涯スポーツの推進		基準値 (H26)	現状 (H30)	目標 (R2)	備考
指標 31	スポーツの週1回程度の定期的実施率(%)	62.0 (H24)	64.3 (H29)	69.0	スポーツ推進実施計画（前期）の策定のための基礎資料として実施した芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査で、「過去1年間に運動・スポーツをどの程度実施したか」の問いに「週に1回程度」と回答した割合。 【出所】芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査
指標 32	スポーツ啓発事業参加者数(人/年)	857	547	1,115	スポーツ啓発事業への参加者年間合計数 スポーツ啓発事業とは、スポーツ推進のため、市民の方が、気軽に参加していた頂けるスポーツとして1年を通して随時実施している、次のような事業。 ・新体カテスト測定会&健康・体づくり相談 ・公式ワナゲのつどい ・公式ワナゲ体験講習会 ・ファミリースポーツのつどい ・市マラソンクリニック ・障がい者とのスポーツ交流広場など、その他 合計 12 事業 【出所】事務報告書

主な語句の説明

ページ数	註番号	語句	説明
9	1	就学前施設	幼稚園、保育所(園)、認定こども園のこと。令和2年度より「就学前教育・保育施設」と表記
9	2	芦屋市就学前カリキュラム	市立幼稚園、保育所が取り組んでいる教育・保育の良さを引継ぎ、芦屋らしい質の高い教育・保育を推進するため作成した標準的カリキュラム(平成27年3月作成)
9	3	芦屋市接続期カリキュラム	幼児期の教育と児童期の教育が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われるために作成された幼児期と児童期をつなぐカリキュラム(平成28年12月作成)
9	4	3歳児親子ひろば	市内幼稚園で、満3歳以上の子どもとその保護者を対象に、週1回開催している。親子ひろば事業。
10	5	学習指導員(チューター)	算数、数学における児童生徒の学力向上、基礎基本の定着を図るため各小・中学校に1名ずつ配置している教員免許を持つ職員のこと。学習が遅れがちな児童生徒を中心に、授業の中での補助や、放課後の個別学習における支援を行っている。
10	6	理科推進員	小学校5、6年生の理科の授業において、観察・実験等における準備や片付け等で教職員の支援を行い、理科学習の充実・活性化を図ることを目的に、各小学校に1名ずつ配置している人。
10	7	主体的・対話的で深い学び	授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること
10	8	新学習システム	個に応じたきめ細かな指導を充実させるため、加配教員を配置し、少人数学習や小学校高学年における教科担任制の導入など、各校で工夫した形態をとっている。(県事業)
11	9	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。子どもたちに義務教育の段階から、勤労観・職業観を身に付けさせ、主体的に進路を選択・決定させることをねらいとしている。
11	10	学力向上パワーアッププラン	児童生徒の学力向上と、児童生徒の実態に基づいた学習指導方法・指導内容の改善等教師の授業力向上を図ることを目的に、各学校において策定している授業研究の取組等の計画。
12	11	キャリアプランニング能力	「働くこと」を担う意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。
13	12	公德心	人間形成の基本として必要な資質のひとつとされるもので、自分と他者とのかかわりの中で形成される規範意識。
13	13	トライやる・ウィーク	学校・家庭・地域の三者が連携して、中学生の心の教育の充実を図ることを目的として実施する事業で、中学校2年生が、学校を離れて地域のボランティアの指導のもと、職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、5日間、様々な体験活動を行っているもの。
15	14	フラッグフットボール	アメリカンフットボールを起源としたゲーム。1チーム5人で行い、アメリカンフットボール同様、作戦を立てて、決まった回数で陣地をとり、タッチダウンなどで得点を競う。タックルの代わりに腰に付けたフラッグをとる。
15	15	部活動技術指導員	顧問と連携・協力しながらコーチ等として校内での指導を行う(顧問とともに活動)
15	16	部活動支援員	部活動を担当する教員が同席することなく、単独で部活動を指導ができる。また、市内大会及び市内外の練習試合への生徒引率や種目規則に従って審判を行うことができる。なお、支援員は、学校教育法施行規則第78条の2に定める部活動指導員とする。
16	17	ユニバーサルデザイン	特別な支援が必要な子どもにのみ対象を限定せず、全ての子どもにとって望ましい学びや発達保障ができるように教育実践をデザインして子どもの学習と発達の権利保障を目指す教育システム。
16	18	特別支援教育コーディネーター	各学校園に配置されており、特別支援に係る保護者からの相談を受けたり、児童生徒への適切な支援のために、関係機関や関係者の間を連絡・調整したりする役割を中心的に担う職員。
17	19	インクルーシブ教育	障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある人が排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な配慮や指導の場が提供されること等が必要とされる。
17	20	特別支援教育センター	障がいのある子どもに対する教育的支援の拠点で、保健福祉センター内にある。専任の指導員を配置し、学校園や保護者等への相談、支援を行っている。
19	21	芦屋市人権教育推進協議会	全ての人の人権が尊重される社会を目指し、芦屋市の人権教育の推進を図ることを目的とし、各種団体、機関及び個人をもって構成する会。
20	22	カウンセリングマインド	受容と共感、積極的な傾聴など、相談を受けた際に来談者中心に話を聴く姿勢のこと。
20	23	適応教室	芦屋市立打出教育文化センター内に設置されている。不登校または不登校傾向にある児童生徒に対し、個に応じた教育相談や適応指導、保護者への支援を行う教室。学習支援やレクリエーション、体験活動等、様々な活動プログラムにより、関係児童生徒の学校復帰を支援している。
21	24	スクールソーシャルワーカー	子どもの心のケアにあたるスクールカウンセラーとは異なり、問題解決に向けて学校や地域、児童相談所などと調整を図る橋渡し役。児童福祉や精神医学の知識を持つ社会福祉士や精神保健福祉士などが務めることが多い。

21	25	芦屋市通学路交通安全プログラム	児童生徒の通学路の安全を確保するため、保護者・地域・関係機関が連携して点検を行い、対策の改善・充実を図っている。取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っているもの。令和2年度より「芦屋市通学路安全プログラム」と名称変更。
23	26	キャリアステージ	職歴・経験年数によって分けられる段階。
23	27	学校支援相談員	豊富な知識や教職経験を有した教職員OBを学校支援相談員として、芦屋市立打出教育文化センターに配置。学校長の要請により各学校を巡回し、経験の浅い教員に対して学習指導、生徒指導、学級経営等に係る指導・支援を行っている。
23	28	校務支援システム	幼稚園、小中学校をにおける出欠状況、成績処理、公簿管理等、学校園業務のICT化をサポートするシステムのこと。
23	29	メンター方式のチーム研修	若手教員と経験豊かなベテラン教師を組合せ人材育成を図る方法として導入された考え。一斉型の研修とは異なり、少人数で行うため、一人一人の発言機会も増え、きめ細やかな学びができるなど、効果的とされる。
26	30	学校評価	平成19年度から実施。学校評価を通して学校の現状や取組を自ら評価し、その結果を公表するとともに保護者や地域の人々から意見聴取して次年度の学校運営に生かしていく、Plan→Do→Check→Actionの流れにより行う評価活動。
27	31	子ども教室	文部科学省の放課後子供教室事業として、児童の安全・安心な居場所を確保するため、小学校等を利用して、地域の方の参画も得ながら実施している事業で、校庭開放や室内での体験学習などがある。
27	32	あしやキッズスクエア	文部科学省の放課後子供教室事業として、小学校を利用して、地域の方の参画も得ながら、児童が放課後や長期休業中などを安心して過ごせる居場所の提供を行う事業。
27	33	コミュニティ・スクール	小学校（一部、市施設を含む）を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的な文化活動・スポーツ活動や地域活動を行うことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。
27	34	青少年リーダー	子ども会を中心とした地域活動や野外活動など青少年の団体活動やボランティア活動に参加して、コミュニケーション能力やマネジメント能力の向上を目指す青少年のこと。
27	35	放課後児童健全育成事業	厚生労働省の事業。保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する事業。市が実施する事業では、「放課後児童クラブ事業」として、全小学校で開設している。
28	36	若者相談センター「アサガオ」	社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり、ニート、不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族の自立や支援を行うための若者相談窓口のこと。
28	37	ソーシャル・ワーク	日本語では社会福祉援助技術と言い、社会福祉サービスを実際に利用者に提供する時に必要となる社会福祉援助技術である。
28	38	生涯学習出前講座	市内の事業所や各団体・グループを対象に、希望に応じて市職員を講師として派遣し、職務を通じて得た専門知識を分かりやすく説明する制度のこと。
28	39	ピアサポート	ピア（仲間）サポート（仲間の支援）という意味であり。人と協力すること、話し合う事、考えを形にすることである。
29	40	ブックスタート事業	0歳児検診時に絵本を手渡したり、赤ちゃんと保護者を対象とした読み聞かせを行うなど、絵本を介して親子が心ふれあうひとときを持つことの大切さを伝える事業。
29	41	家読（うちどく）	「家庭読書」、「家族読書」の略語で、家族で読書の習慣を共有することや読書を通じた家族のコミュニケーションづくりを目的としている活動のこと。
29	42	レファレンス	図書館におけるレファレンスとは、図書館の職員が、情報を求めている図書館利用者に対して、必要な資料や情報を探し出し、提供する等の調査相談・調査支援活動のこと。
30	43	ブックワーム芦屋っ子	ブックワーム（本の虫）の意味を含み、読書が大好きな子どもの育成をめざす取組の中で生まれた言葉。
32	44	ワークショップ	いわゆる講義式な教授法ではなく、参加者が体験を通して学ぶ学習方法。参加者が自発的に作業や発言をおこなえる環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態がポピュラーとなっている。
32	45	芦屋川カレッジ・カレッジ大学院	60歳以上の市民を対象に公民館が生涯学習の機会を提供する事業。参加者が学ぶ楽しさ、友との出会い、交流を通じて、より豊かな人生と一緒に送れるようになることを目的とする。カレッジ大学院は、芦屋川カレッジを卒業した方に対し、さらに学べる場を提供するもの。
32	46	市民版出前講座	『あしや学びあいセミナー』事業。芦屋市社会教育関係登録団体が活動の中で習得した知識や技術のうち、市民の皆さんが知りたいことや暮らしに役立つ話等について、登録団体の会員が講師となって出向いて説明する制度。

令和２年度「施政方針」（教育委員会関係のみ抜粋）

１ 施政の基本方針

（前略）

本市は、１１月１０日に市制施行８０周年を迎えます。

（中略）

また、今年度は「第５次総合計画」及び「第２期創生総合戦略」を策定してまいります。

特に、市政運営の柱となる「第５次総合計画」では、「ASHIYA SMILE BASE」をキャッチフレーズに、国際文化住宅都市に相応しい住環境や暮らし、文化、地域のネットワークなど、芦屋ならではのまちの良さを継承しながら、市民が未来を共有し、協働することで住宅都市としての強みを磨き、さらなる魅力を創造してまいります。

今後は、人口減少・少子高齢化に伴い労働力も減少し、ますます多様化、複雑化する社会に適応できる柔軟な市政運営が求められるなか、人口が減少する中でも社会の活力を維持し、行政サービスを持続可能な形で安定して提供し続けるために、将来の人口構造に合わせた最適な行政サービスの在り方を常に意識をしながら「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」のまちづくりを目指してまいります。

<安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高めるまちづくり>

重点施策の第一は、安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高めるまちづくりでございます。

（中略）

<若い世代の子育ての希望をかなえるまちづくり>

第二は、若い世代の子育ての希望をかなえるまちづくりでございます。

（中略）

幼稚園教育では、令和３年４月からの岩園幼稚園における３歳児保育の試験的な実施に向けて、教職員の研修を実施いたします。

また、就学前教育・保育では、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、就学前の子どもたちが小学校施設を利用する体験や授業参観を行うなど、幼児期に育てたい力を育成し、心身の発達を支える教育環境の充実を図ってまいります。

施設整備では、「市立幼稚園・保育所のあり方」を進めるとともに、山手中学校建て

替え工事完了，精道中学校の建て替え工事に併せて給食を開始してまいります。

(中略)

また，教育行政に関わる施策も，私が一括してご説明申し上げるとともに，推進に当たりましては教育委員会と連携し，「教育のまち芦屋」を目指してまいります。

2 主な取組

第一は，「人と人がつながって新しい世代につなげる」取組についてでございます。

(中略)

次に，多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちづくりにつきましては，

(中略)

市民センター及び公民館では，本市出身の世界的ピアニストである松永貴志氏によるジャズライブなど，市制施行80周年記念事業及びルナ・ホール開館50周年記念事業を実施いたします。

図書館では，国立国会図書館デジタル化資料の閲覧・複写サービスを開始いたします。

美術博物館，谷崎潤一郎記念館及び図書館で連携したイベントを開催するなど，文化ゾーンの活性化に努めてまいります。

文化財事業では，徳川大坂城東六甲採石場400年記念事業として，西宮市教育委員会と連携し，記念講演会の開催及びパンフレットの刊行等，文化財の活用を進めてまいります。

スポーツ施策では，東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせ，関係団体等との連携・協働によるパブリックビューイングや競技体験会を通じて，誰もがスポーツに関心を持ち，楽しめる事業を実施いたします。

また，体育協会との協働により，ユナイテッドスタジアムを活用し，車いすテニスも含めたスポーツの振興や，高齢者のスポーツの推進などを目的とした事業を実施します。

(中略)

次に、子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てるまちづくりにつきましましては、

就学前施設間の連携では、地域ごとに交流を進め、市立幼稚園において、公開保育を実施し、教育・保育の質の向上に努めてまいります。

また、令和3年度からの岩園幼稚園における3歳児保育の試験的な実施に向け、教育課程の編成など準備を進めてまいります。

児童生徒の学力向上では、算数・数学の学習支援員や理科推進員を継続配置し、学習習慣や基礎的な知識・技能の定着を図ることで、児童生徒の一層の学力向上を図ってまいります。

さらに、小・中学校が連携しながら、全ての学校で主体的・対話的な深い学びを通じた、授業改善によるきめ細かな指導の充実を図ってまいります。

グローバル化に対応した教育では、小学校では外国語教育においてALTや英語に堪能な地域人材を配置し、児童の学習意欲を引き出し、中学校では、海外派遣事業の成果をスピーチコンテストで報告するなど、子どもたちの国際的視野の拡充と外国語学習の充実に努めてまいります。

また、外国人児童に対する初期日本語の指導体制の充実を図ってまいります。

読書活動の推進では、読書活動が計画的・系統的に実施される体制づくりを進めるとともに、学習に必要な支援や子どもたちのニーズに合わせて、市立図書館の活用を促進を図ってまいります。

特別支援教育では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を進め、障がいのある子どもへの合理的配慮とともに、特別支援教育センターを中心に関係機関と連携した取組を進めてまいります。

また、一人一人の発達段階や特性に応じた指導、支援の充実に向けて研修等を通して教員の資質向上に取り組んでまいります。

人権教育では、人権に関わるLGBTや多文化共生等の課題解決に向けて、教育活動全体を通じて取り組んでまいります。

いじめ防止対策では、組織力を向上させ、関係機関や専門家と連携し、未然防止の取組と積極的認知による早期発見・早期対応を進め、家庭や地域の大人も対象とした啓発事業を実施してまいります。

生徒指導では、教育相談等を通して児童生徒の内面理解を深めるなど、心の通い合う生徒指導を推進してまいります。学校だけでは解決が難しい事案には、関係機関と連携を図り、円滑な解決に努めてまいります。

不登校児童生徒への対応では、適応教室指導員の研修会など一人一人に応じた指導の充実や、教職員・保護者の相談に対し、指導や助言を行い、学校やスクールソーシャルワーカーとの連携のもと、学校復帰や社会的自立に向けて取り組んでまいります。

また、SNS等の利用によるトラブルを未然に防ぐため、子どもが情報社会で適正に活動するためのモラルや考え方、態度を身につける取組を推進してまいります。

体力・運動能力向上の取組では、就学前に遊びの中で運動の楽しさを実感させ、小・中学校においては子どもの運動意欲を高め、体力運動能力が向上するよう、研究と実践に取り組んでまいります。

小学校では、スポーツ交流会の開催を通じて、学校間の交流を図ってまいります。

中学校施設の整備では、令和2年度末に竣工予定の山手中学校建替え工事を着実に進めてまいります。

精道中学校の建替え工事では、令和4年度の建て替え完了に向け滞りなく進めてまいります。

また、各小・中学校の電話に音声応答機能を付加することにより、教職員の時間外の電話対応に係る時間の縮減を図り、授業準備や教材研究にあたる時間を確保してまいります。

学校給食では、安全・安心でおいしい学校給食を継続して提供しながら、地産地消週間を通した取組など積極的な食育を進めてまいります。

また、令和3年1月からの精道中学校の給食開始に向けて準備をしてまいります。

教育の振興に関する基本的な方針及び具体的な施策について、「第3期教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、さらなる教育の充実に努めてまいります。

教育行政では、教育委員会設置70周年の節目の年であることから、記念誌を作成し、これまでの本市の教育の記録を残してまいります。

打出教育文化センターでは、経験年数・課題に応じた研修や教師力向上支援事業等において、実践的な指導力向上を計画的に進め、一般講座等により社会性や人間的魅力を兼ね備えた教職員の育成に努めてまいります。

学校園のICT環境整備では、子どもたちの主体的・対話的で深い学びにつながる授業づくりのため、タブレット型のPCや大型提示装置等を整備するとともに活用を進めてまいります。

また、校務支援システムの機能拡充・改善により、働き方改革を進め、子どもと向き合う時間を確保してまいります。

あしやキッズスクエア事業では、地域、企業、高校、大学やNPO法人と連携した多

彩な体験プログラムの充実と、放課後児童クラブとの協働により、子どもに安全・安心で地域に定着した放課後の居場所を提供してまいります。

青少年健全育成事業では、若者相談センター「アサガオ」の周知と併せて、コミュニケーションセミナーやキテミル会、親の会などを開催し、関係機関と連携しながら若者の支援を進めてまいります。

青少年愛護事業では、関係機関と連携し、登下校時の見守りやあいさつ運動を積極的に実施するとともに、SNS等に潜む危険性や依存性から青少年を守るよう啓発を進めてまいります。

また、令和4年施行の成年年齢の改正にあたり、青少年が巻き込まれる可能性のある契約トラブル等に関する研修会等を実施してまいります。

(中略)

次に、地域で安心して子育てができるまちづくりにつきましては、

(中略)

放課後児童健全育成事業では、民間事業者に対する補助金制度を活用し、待機児童対策を進めつつ、放課後児童クラブ事業の保育の質・利便性の向上と安定的で持続可能な運営を目指してまいります。

令和2年度重点施策関係当初予算

単位（千円）

市民センター管理運營業務	114,774
ルナ・ホール事業	13,600
図書館運営事業(収集整理利用)	117,873
図書館施設整備事業	374
*美術博物館管理運営事業・谷崎潤一郎記念館管理運営事業	99,390
*文化財保護及び活用事業	12,258
*生涯スポーツ推進事業	14,076
体育館・青少年センター等の管理運営事業	62,544
*就学前教育推進事業	6,054
学力向上支援事業	2,688
国際理解教育推進事業	24,054
読書活動推進事業	17,756
特別支援教育推進事業	8,042
人権教育推進事業	154
生徒指導対策事業	597
適応教室実施事業	586
学校体育振興事業	10,752
*中学校施設整備事業	3,984,680
*小学校施設整備事業	6,440
*学校給食関係事務	413,885
*教育委員会その他一般事務	13,124
打出教育文化センター教育研究推進と研修事業	2,625
学校園ICT環境整備事業	54,635
あしやキッズスクエア事業	33,529
子ども若者育成支援対策・青少年問題協議会経費	5,660
青少年愛護センター運営	5,114
青少年保護対策事業（芦屋市放課後児童クラブ事業）	108,812

（*は新規の内容を含むもの）

<いじめを許さない学級づくりの初期対応マニュアルチェック表>

【年度当初】

- いじめは人権侵害であり、絶対に許さないという話をする。

【日々の観察】

- 毎日、子ども一人一人の表情に気を配る。
- 子どもの服装や素振りの変化に気を配る。
- 机の並びや掲示物、教室内のゴミなどに気を配る。

【教育活動全般】

- 日々の学校生活の問題を取り上げ、人としての善悪について考えさせる。
- どの子に対しても「認める」ことや「ほめる」ことを心がけている。
- 子どもの様子が少しでもいじめと疑われる時には、忙しくても優先して行動する。
- 学級づくりで悩んだとき、一人で抱え込まない。
- いじめのことで保護者と連絡を取る時、電話だけですませず、家庭訪問を行う。
- 地域での体験などを通して、自分の存在意義を考えさせている。
- 地域からの情報を得る機会を積極的につくる。

<いじめが起こりやすい・起こっている集団のチェックポイント表>

- 朝いつも誰かの机が曲がっている。
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。
- 班にすると、机と机の間にすきまがある。
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げなどを行っている。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- 自由にグループ分けをさせると、特定の子どもが残る。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。

<不登校初期対応チェック表>

【不登校の兆候チェック】

- 遅刻・早退する日が多い
- 体調不良を訴える
- 月曜日に休みが多い
- 表情が暗い
- 一人であることが多い
- 学習成績が低下している
- 友人関係のトラブルがある

【初期対応】

- 不登校の兆候が見られる児童生徒の気持ちをていねいに聞き取っている。
- 児童生徒が休んだとき、家庭と必ず連絡をとる。
- 児童生徒が3日連続欠席したとき、生徒指導、養護教諭等に連絡をするなど、組織として対応を協議する。
- 児童生徒が3日連続欠席したときは、家庭訪問を行う。

＜体罰に関するチェック表＞

体罰を行わないように、折に触れて自分自身の体罰に関する認識や児童生徒への指導の在り方を再認識し、常に自己の姿勢を見直しましょう。

チェックポイント（教職員の共通理解）

【子どもとの信頼関係を築く教職員の自覚】

- 「体罰は時には必要」「自分も叩かれて成長した」と考えていない。
- 保護者の体罰容認論を言い訳にしていない。
- 自分の感情を上手にコントロールできる。
- 児童生徒の考え方や意見を受け入れ、心情を理解しながら指導している。

【学校全体で子どもを育む生徒指導の充実】

- 全教職員が相互に情報交換しながら、協力して指導している。
- 学習指導や生徒指導に一貫性をもち、同一歩調の指導をしている。
- 威圧的・高圧的な言動に頼らずに集団指導を行っている。

【一人一人の子どもが生き生きする教育活動の実施】

- 一人一人の個性や能力が発揮される教育活動を行っている。
- 校則や学級のきまりについて、児童生徒に意義を考えさせる機会を設けている。

体罰に頼らない組織的な生徒指導等の指導方針について学校内外に明示することで、開かれた学校づくりを推進するとともに、教職員や児童生徒、保護者の相談にきめ細かく対応する組織として体罰防止委員会等を設置し、組織的な体罰防止体制を構築しましょう。

チェックポイント（指導体制の整備）

- 校内研修等を通じて、生徒指導に関する通知等や体罰に頼らない指導に関する学校の基本方針について、共通理解ができている。
- 問題行動や特別な支援を要する児童生徒への指導を学年や学校全体で対応している。
- 日々起こる問題行動や指導困難な状況を管理職や同僚に伝える報告・連絡・相談体制は、整っている。
- 特定の教職員に生徒指導をまかせる傾向がない。
- 児童生徒に対する諸問題を自分の責任だと抱え込んでしまう雰囲気がない。

芦屋市外国人児童生徒等にかかわる教育指針

1 はじめに

日本は国籍を問わず、すべての児童生徒の教育を受ける権利を保障している「国際人権規約」(1979年)、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」(1995年)、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(1994年)を批准しました。また兵庫県は「地域国際化推進基本指針」(1994年)、「外国人児童生徒にかかわる教育指針」(2000年)、「ひょうご多文化共生推進指針」(2016年3月)を策定しています。

本市においても、2016年3月に第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針を策定し、市はもとより、市民、事業者、団体等の参画と協働のもと、様々な人権課題の解決に取り組むことを定めております。その中で、外国人の人権についても、今後の方向性として、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進すること、また、子どもたちも含めた異文化交流の機会を広げ、国籍を超えた相互理解とコミュニケーションの向上を支援していくことなどを掲げております。

本市の外国人住民は総人口では阪神間で2番目の1.6%、全世帯に占める国際結婚世帯数では兵庫県内で2番目の0.9%となっています(2016年1月現在)。今後、学校園においても外国人児童生徒等の実態を把握した上で、核となる言語の形成や本名が名乗れる環境作りなど、様々な教育課題の解決等、様々な教育課題の解決に向けた取組を進めることが重要となってきます。

そこで、多文化共生の視点に立ち、誰にとっても居心地の良い学校園づくりを推進することを通じて、外国人児童生徒等の自己実現を支援するとともに、全ての児童生徒等が互いに尊重しあい、差別やいじめのない、豊かに共生する学校園や地域社会をつくることをめざして、次のとおり指導にかかわる指針を定めます。

なお、本方針は5年をめぐりに多文化共生社会の推進状況や社会情勢等の変化をふまえ、必要に応じて見直していきます。

2 芦屋市外国人児童生徒等にかかわる教育指針

- (1) 外国人児童生徒等の教育を受ける権利を保障します。
- (2) 外国人児童生徒等の日本語習得を支援するとともに、学ぶ意欲を持ち続ける子どもの育成を図ります。
- (3) 多様な文化・習慣・価値観等を持つ外国人児童生徒等が、自己の母国・民族と文化に対する自覚と誇りを持ち、自らのアイデンティティを確立できるように、母語や母文化が尊重される取組に努めます。
- (4) 外国人児童生徒等が将来への展望をもち、自己実現を図るため、自ら進路を切り拓いていける力を育みます。
- (5) 教育関係者及び指導員等が多文化共生教育について理解・認識を深め、すべての学校園で多文化共生にかかわる教育を推進します。
- (6) 教育に関わる関係者の多文化共生教育に対する理解を深めるための研修の充実を図ります。
- (7) 多文化共生社会の構築に向けて、NPOや市民組織と協働し、保護者・地域への啓発と連携の充実を努めます。

3 取組内容

(1) 外国人児童生徒等の教育を受ける権利を保障します。

- ア 各学校園において、在籍する外国人児童生徒等の生活背景及び保護者や児童生徒の思いや願いを把握します。
- イ 学校園への入学、入園、編入学を希望する外国人児童生徒等が、学校園で教育が受けられるようにします。
- ウ 不就学の外国人児童生徒等の把握に努めるとともに、学校園への就学を積極的に勧めます。
- エ 教育委員会及び当該校において、受入時のガイダンスをていねいに実施し、安心して就学できるよう支援します。

(2) 外国人児童生徒等の日本語習得を支援するとともに、学ぶ意欲を持ち続ける子どもの育成を図ります。

- ア 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校園へ、支援員等を配置し、外国人児童生徒等の言葉の支援や学校園への適応支援にあたりるとともに、保護者に母語の重要性への理解を求め、保護者の協力を得て、外国人児童生徒等の母語にも配慮した指導を実施します。
- イ 各学校園において、外国人児童生徒等一人一人の日本語習得状況等を把握するとともに、個に応じた日本語指導を実施します。また、学習言語の重要性を認識し、「わかりやすい授業・保育づくり」をめざす等、外国人児童生徒等が授業・保育に意欲的に参加できる教育環境を整備します。
- ウ 授業・保育を通じて、外国人児童生徒等が知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力を育成するために、核となる言語の形成や思考能力を支援する取組を行います。
- エ 読書のまちづくりの一環として、読書を通じて、外国人児童生徒等が日本語能力を伸ばさせていくことができるように、一人一人の日本語理解に応じた図書の選書や整備を行うとともに、読書支援を行う等、読書活動の充実に取り組みます。

(3) 多様な文化・習慣・価値観等を持つ外国人児童生徒等が、自己の母国・民族と文化に対する自覚と誇りを持ち、自らのアイデンティティを確立できるように、母語や母文化が尊重される取組に努めます

- ア 外国人児童生徒等の多様な成育歴や生活背景を把握し、一人一人の児童生徒が民族的な自覚や誇りをもてるような環境づくりに努めます。また、本人や保護者の意思等に十分配慮した上で、本名を名乗れる環境づくりにかかわる課題について、教職員の共通理解を図ります。
- イ 各学校園においては、外国人児童生徒等が母語や母文化に接し、親しむことができる機会を確保するために、指導の工夫や関係機関との連携に努めます。
- ウ 卒業生の話を聞く等、学級、学年の枠を超えて、外国人児童生徒等がお互いの思いを交流できる機会の充実に努めます。
- エ 外国語の図書資料や視聴覚資料の収集に努め、外国人児童生徒等が母語の本や母国に関する本を読んだり、他の児童生徒等が共に読書したりできるよう取り組みます。

(4) 外国人児童生徒等が将来への展望をもち、自己実現を図るため、自ら進路を切り拓いていける力を育みます。

- ア 一人一人の成育歴、日本語や教科学習の理解度等を把握し、個に応じたきめ細か

な指導を行い、学力の向上を図ります。

- イ 進路ガイダンス等を活用し、進路に対する児童生徒や保護者の希望をていねいに聞き取り、能力や適性に応じた進路選択ができるよう、適切な進路指導を行います。
- ウ 外国人生徒が能力や適性に応じた進路選択ができるよう就学前施設・学校間の連携を強化します。特に、高等学校等との連携を密にし、情報交換を行い、進路指導に生かします。
- エ 卒業後も関係機関との連携を密にし、進路調査や不登校、途中退学等の実態把握をすることで、相談体制の充実を図り、継続的な支援を行います。

(5) 教育関係者及び指導員等が多文化共生教育について理解・認識を深め、すべての学校園で多文化共生にかかわる教育を推進します。

- ア 外国人児童生徒等の人権についての理解と認識を深め、人権の視点に立った教育を進めます。
- イ 全ての児童生徒が社会的経緯や歴史的背景及びその国の文化・習慣・価値観等を正しく理解し、ちがいを認め合えるなかまづくりに取り組み、互いの人権を大切にす多文化共生の教育を計画的・系統的に進めます。
- ウ 「外国人児童生徒等支援連絡協議会」を開催し、各校の取組の現状や課題の交流、先進的な取組についての情報共有を行います。また多文化共生担当者会を開き、各学校園において取り組んでいる多文化共生の教育実践の交流を進めます。
- エ 各学校園では、校長のリーダーシップのもと、外国人児童生徒等の実態に応じた教育を組織的、計画的に取り組めます。また、外国人児童生徒等教育担当者、担任、外国人児童生徒等指導員が連携し、外国人児童生徒等への支援の充実を図ります。

(6) 教育に関わる関係者の多文化共生教育に対する理解を深めるための研修の充実を図ります。

- ア すべての教育に関わる関係者が多文化共生の視点に立って、外国人児童生徒等の教育を推進できるよう研修機会の充実を図り、正しい認識と指導力の向上に努めます。
- イ 各小中学校において、教職員が日本語指導等の指導方法について研修を深め、個々の児童生徒のニーズに応じた教育を進めます。

(7) 多文化共生社会の構築に向けて、NPOや市民組織と協働し、保護者・地域への啓発と連携の充実を努めます。

- ア 関係機関、関係NPO等との連携を密にします。
- イ 多文化共生の視点に立って、ちがいを認め合い、共に社会を築いていこうとする意識を向上させるため、保護者や地域住民への啓発を進めます。
- ウ 外国人住民や外国人児童生徒等の保護者同士が交流できる場の提供を支援します。
- エ ボランティアや地域の支援者等と協力して、学校園、地域、行政が協働して教育の創造や人権のまちづくりを進めます。

(定義) 本指針において用いる「外国人児童生徒等」の定義を以下に示す。

- 1 国籍にかかわらず、外国にルーツを持つ児童生徒も含む。
- 2 小学校、中学校の児童生徒だけでなく、就学前の幼児も含む。

教育委員会所管の教育機関・施設

○ 教育委員会事務局(関係所管課)

学校教育課	精道町7番6号	☎38-2087
生涯学習課	精道町7番6号	☎38-2091
スポーツ推進課	川西町15番3号	☎22-7910
青少年育成課	精道町7番6号	☎22-0358

No.	名 称	住 所	電 話 番 号
1	芦屋市立打出教育文化センター	打出小槌町15番9号	☎38-7130
2	適応教室(のびのび学級)	打出小槌町15番9号	☎23-8567
3	カウンセリングセンター	打出小槌町15番9号	☎23-5998
4	芦屋市立青少年愛護センター	川西町15番3号	☎31-8229
5	芦屋市若者相談センター「アサガオ」	川西町15番3号	☎22-5115
6	芦屋市立体育館・青少年センター	川西町15番3号	☎31-8228
7	芦屋市民センター	業平町8番24号	☎31-4995
8	芦屋市立公民館	業平町8番24号	☎35-0700
9	芦屋市川西運動場	川西町64番	
10	東浜公園庭球場	浜風町6番1	☎31-8228
11	西浜公園庭球場	潮見町2番1	
12	芦屋公園庭球場	松浜町4番4号	☎34-8886
13	芦屋中央公園野球場	若葉町1番	☎31-8228
14	芦屋中央公園芝生広場	若葉町1番	
15	朝日ヶ丘公園水泳プール	朝日ヶ丘町11番11号	☎32-3920
16	海浜公園水泳プール	浜風町30番1号	☎22-8861
17	芦屋市立図書館	伊勢町12番5号	☎31-2301
18	芦屋市立図書館打出分室	打出小槌町15番9号 (打出教育文化センター内)	☎38-7220
19	芦屋市立図書館大原分室	大原町20番2号	☎38-7762
20	芦屋市谷崎潤一郎記念館	伊勢町12番15号	☎23-5852
21	芦屋市立美術博物館	伊勢町12番25号	☎38-5432
22	富田碎花旧居	宮川町4番12号	☎38-2091

芦屋市教育委員会が所管する教育相談機関

1 打出教育文化センター（H2～）

◎所在地：打出小槌町15番9号

◎電話：38-7130（祝日と年末年始を除く）

曜	教育相談		□相談対応者 センター職員，専門面接相談員
	電話（9:00～17:00）	面接（13:30～17:15）	
月	○	—	□相談内容 ○不登校・学習障がい・問題行動・友人関係等，学 校園における悩み ○心の悩みを持つ幼児・児童及びその保護者との教 育相談
火	○	○	
水	○	—	
木	○	○	
金	○	○	

2 適応教室（のびのび学級）（H10～）

◎所在地：打出小槌町15番9号 打出教育文化センター2階

◎電話：23-8567

◎内容：①不登校児童生徒支援のための通級指導・・・月～金 9:30～13:30

②不登校に関する教育相談（電話・面談）・・・月～金 10:00～14:00

}（学校休業日は除く）

3 カウンセリングセンター（S57～）

◎所在地：打出小槌町15番9号 打出教育文化センター2階

◎電話：23-5998

◎受付時間：電話相談 月，水，金（祝日と年末年始を除く） 11:00～16:00

面接相談 月，水（祝日と年末年始を除く） 13:00～16:00

◎内容：不登校，心理相談等，教育相談全般について

◎相談対応者：専門カウンセラー，電話相談員

4 青少年愛護センター（S49～）

◎所在地：川西町15番3号 体育館・青少年センター3階

◎電話：31-8229

◎受付時間：月～金（土・日・祝日と年末年始を除く）9:00～17:00（電話・面談）

◎内容：青少年問題全般について

5 芦屋市若者相談センター「アサガオ」（H25～）

◎所在地：川西町15番3号 体育館・青少年センター3階

◎電話：22-5115

◎開設日：火～土（日・月・祝日と年末年始を除く）

◎相談受付：10:00～12:00 / 13:00～16:00

◎内容：ひきこもり，ニート，不登校等社会生活を営む上で困難を有する若者及びその家族を対象とする相談窓口

6 芦屋市特別支援教育センター（H19～）

◎所在地：呉川町14番9号 芦屋市保健福祉センター3階

◎電話：31-0654（直通） 38-2087（学校教育課）

◎受付時間：月～金（祝日と年末年始を除く）9:00～17:00（電話・面談）

◎内容：特別支援教育に関する教育相談等について

7 教育110番（S61～） 22-0110（学校教育課内）

◎受付時間：月～金（祝日と年末年始を除く）9:00～17:00

◎内容：学校の教育全般および夜間中学校に関する相談について

8 その他の教育機関

	相談機関	電話	相談日時
1	ひょうごっ子悩み相談センター （ひょうごっ子相談24時間ホットライン）	0120-0-78310	毎日 24時間
2	ひょうごっ子悩み相談センター 分室	0798-23-2120	月～金 9:00～17:00
3	兵庫県立特別支援教育センター	078-222-3604	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00
4	中央こども家庭センター	078-923-9966	月～金 9:00～17:00
5	西宮こども家庭センター	0798-71-4670	月～金 9:00～17:00
6	児童虐待防止24時間ホットライン	0798-74-9119	毎日 24時間

令和2(2020)年度
芦屋の教育指針

令和2年4月

発行 芦屋市教育委員会
〒659-8501
兵庫県芦屋市精道町7番6号
電話 0797-38-2087 (学校教育課)
0797-38-2091 (生涯学習課)



令和2(2020)年度
芦屋の教育指針